

名古屋市達第 1 号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 4 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
(略)		(略)	
幹事	会計室会計課長	幹事	会計室会計課長
(略)		(略)	
〃	<u>総務局職員部担当課長（人材確保・育成）</u>		
(略)		(略)	
〃	<u>スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課長</u>		
〃	<u>経済局産業労働部産業企画課長</u>	〃	<u>経済局総務課長</u>
(略)		(略)	
〃	<u>観光文化交流局観光交流部担当課長（多文化共生・国際貢献）</u>	〃	<u>観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課長</u>
〃	<u>環境局総務課長</u>	〃	<u>環境局職員課長</u>
〃	<u>健康福祉局総務課長</u>	〃	<u>健康福祉局職員課長</u>
〃	<u>子ども青少年局企画経理課長</u>	〃	<u>子ども青少年局総務課長</u>
〃	<u>住宅都市局担当課長（企画調整）</u>	〃	<u>住宅都市局総務課長</u>
(略)		(略)	
〃	<u>上下水道局企画経理部経営企画課長</u>	〃	<u>上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長</u>
		〃	<u>交通局営業本部安全監理部安全監理課長</u>

		〃	<u>交通局営業本部安全監理部人材育成課長</u>
(略)		(略)	
〃	消防局総務部総務課長	〃	消防局総務部職員課長
(略)		(略)	
〃	市会事務局総務課長	〃	市会事務局総務課長
		〃	<u>千種区政部総務課長</u>
		〃	<u>東区政部総務課長</u>
		〃	<u>北区政部総務課長</u>
		〃	<u>西区政部総務課長</u>
(略)		(略)	
〃	中区政部総務課長	〃	中区政部総務課長
		〃	<u>昭和区政部総務課長</u>
		〃	<u>瑞穂区政部総務課長</u>
		〃	<u>熱田区政部総務課長</u>
		〃	<u>中川区政部総務課長</u>
		〃	<u>港区政部総務課長</u>
		〃	<u>南区政部総務課長</u>
		〃	<u>守山区政部総務課長</u>
		〃	<u>緑区政部総務課長</u>
		〃	<u>名東区政部総務課長</u>
		〃	<u>天白区政部総務課長</u>

附 則

この達は、発布の日から施行する。